

# 国民年金からのお知らせ

## 国民年金保険料の学生納付特例制度について

日本国内に住む全ての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。学生については、申請により在学中の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下<sup>(注1)</sup>の学生<sup>(注2)</sup>が対象となります。ただし、学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付（追納）することをお勧めします。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までの1年間となります。

(注1) 本年度の所得基準（申請者本人のみ）

118万円＋{扶養親族等の数×38万円}

(注2) 学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校のことです。

※お手続きの際には、年金手帳及び学生等であることまたは学生等であったことを証明する書類（在学証明書・学生証の写し）をご持参ください。

また、学生納付特例制度により、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送いただくことにより、令和3年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

## 付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を収めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

## 産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

平成31年4月から産前産後期間の保険料免除制度が始まりました。

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早めの届出をお願いします。

上記のお手続きをご希望の方は、市区役所及び町村役場またはお近くの年金事務所にてお申し出ください。

## 窓口・問合せ

税務住民課住民生活グループ（総合庁舎） ☎ 2940

住民サービス課住民サービスグループ（総合支所） ☎ 2411

## 安平町農業委員会委員の推薦及び 公募状況について（中間公表）

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第9条第2項及び同法施行規則第6条第1項の規定に基づき、令和3年1月25日現在の安平町農業委員会委員の推薦及び応募の状況について公表します。

問合せ 産業経済課 ☎ 2515

推薦及び公募状況

令和3年1月25日現在

	人数	うち認定農業者
農業者からの推薦を受けた者	0名	0名
農業者が組織する団体等から推薦を受けた者	1名	1名
一般応募	0名	0名